

「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の改正案 に係る意見公募手続（パブリックコメント）について

1 条例改正の目的

本市では、犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族）に寄り添い、当事者のニーズに応じたきめ細やかで総合的な途切れない支援を行っていますが、犯罪被害者等を取り巻く環境はまだまだ厳しく、当事者からはさらなる支援策が必要との切実な声を聴いています。こうした状況の中で、兵庫県も犯罪被害者等支援に特化した条例の制定に向けて動き出しました。

これを受けて、本市では、本年7月、10月および11月に検討会を開催し、現行条例の見直しを行いました。その中で頂戴した犯罪被害者等の要望や有識者の意見を参考に、当事者の視点に立った支援のさらなる充実を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 意見公募手続について

(1) 募集案件

「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の改正案

(2) 募集期間

2022年（令和4年）12月15日（木）

～2023年（令和5年）1月20日（金）まで ※必着

(3) 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体

(4) 資料の閲覧場所等

- ① 市ホームページでの閲覧
市ホームページの「意見公募手続（パブリックコメント）」の「意見募集を行っている案件」のページから資料をダウンロードすることができます。
- ② 窓口での閲覧
執務時間内であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。
 - ア 行政情報センター（市役所本庁舎1階）
 - イ 各市民センター

(大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター)

ウ あかし総合窓口 (パピオスあかし6階)

エ 市民相談室 (市役所本庁舎2階)

閲覧場所	執務時間
ア 行政情報センター	平日の8時55分～17時40分
イ 各市民センター	平日の8時55分～17時15分
ウ あかし総合窓口	平日は9時～20時、土日祝日(第3日曜日を除く)は9時～17時15分まで
エ 市民相談室	平日の8時55分～17時40分

※年末年始(12月29日～1月3日)を除く

(5) 意見の提出方法及び提出先

書式は自由です。意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレス(団体等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名)」を必ず記入し、以下の方法でご提出ください。

【提出先】 提出は下記の①～④のいずれかの方法でお願いします。

① 郵送

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市政策局市民相談室市民相談係 宛

② ファックス

FAX 078-918-5102

明石市政策局市民相談室市民相談係 宛

※ 送信後、078-918-5002 へ着信確認のお電話をお願いします。(聴覚障害があるなど、お電話が難しい場合は、着信確認は不要です。)

③ 電子メール

soudan@city.akashi.lg.jp

④ 窓口

明石市政策局市民相談室市民相談係までお持ちください。

(〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 市役所本庁舎2階)

受付時間：平日の8時55分～17時40分

(6) 注意事項

① 電話等による口頭での意見提出は受け付けません。

※視覚障害があるなど、ご自身で意見を書くことが難しい場合は、お電話でお話しいただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。

- ② 「(5)意見の提出方法及び提出先」の①～③のすべてにおいて、「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の改正案への意見であることを明記してください。
- ③ 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

(7) 個人情報の取り扱いについて

- ① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名等の権利利益を害するおそれがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。
- ② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。
- ③ 住所、氏名、電話番号等は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。

(8) お問い合わせ先

明石市政策局市民相談室市民相談係

TEL：078-918-5002

FAX：078-918-5102

E-mail:soudan@city.akashi.lg.jp